## 9 教育基本法には?

教育基本法第13条では、「学校、 家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定されています。子どもの教育に関する第一義的責任は保護者が有していますが、教職員、保護者、地域住民がそれぞれの役割や責任を自覚しつつ、相互に連携・協力し合いながら、地域全体で子どもたちを育んでいく環境づくりが今日求められています。

## (10) 学習指導要領には?

中学校学習指導要領【道徳】の総則には、次のような記載があります。「(中略)家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう(中略)」

中学生が地域活動へ参加することは、道徳性を育成する上でもその 効果が期待されています。

## 11 保護者の役割は?

中学生は次代の壬生町の大切な担い手です。中学生が多様な体験や出会いをとおして、壬生町を愛する心や自己有用感を育めるためにも、積極的に地域活動へ送りだしてくださいますよう、よろしくお願いします。

また、保護者の皆様の参加も大歓迎です。お子様と一緒に地域活動へご参加くださいますよう、併せてよろしくお願いします。

# 12

# けがしたらどうするの?

ボランティア活動の性質上、「自己責任」「自己負担」の原則への御理解をお願いいたします。

ボランティア活動中のけが・事故 等に関しては、地域行事の主催者は 一切責任を負いかねますのでご了 承ください。

※「ボランティア活動保険」への加入をお勧めします。加入の仕方については、生涯学習課社会教育係または社会福祉協議会へお問い合わせください。

## 13 参加のしかたは?

◇学年・学級単位で

- ◇部活動や生徒会などの単位で
- ◇家族と、兄弟と、友人と、個人で ◇自治会の人と
- など、いろんな参加のしかたが予想されます。

# 14

#### 荒天等の際の連絡は?

中学生が各自、行事等の主催団体と連絡をとりあいます。(ただし、学級・部活動・委員会など、学校の組織単位で参加する場合は、組織の担当者から主催者へお問い合わせください)

参加申込後、事情により欠席される場合は、中学生が各自、主催者へ電話連絡をお願いします。

# (15) 承諾は? 会場移動は?

放課後や休日等の活動であることから、参加には保護者の承諾を必要とします。

会場への移動は、現地集合・現地解 散を原則とします。

## (16) 情報はいつ?どのように?

町または町教委が主催する行事に関する情報は、

- 町教委事務局生涯学習課から
- 募集チラシ等により
- ・学校を通じて中学生へ

約1ヶ月前までにお知らせする 予定です

# (17)

### 問い合わせ先は?

◇本取組に関するお問い合わせ →町教委生涯学習課社会教育係

0282-81-1873

◇ボランティア活動保険の加入 →町教委生涯学習課社会教育係

0282-81-1873

→町社会福祉協議会

0282-82-7899

◇地域行事に関するお問い合わせ →主催者へ直接お問い合わせく ださい。

# 保護者の皆様へのお願い

子どもたちが生きる力を育む上で学校における勉強や部活動はとても重要な役割を果たしています。子どもが豊かな人間性を育む最も重要な基盤は家庭教育や学校教育です。しかしながら、生きる力や豊かな人間性の育成は、家庭教育や学校教育で完結するものではなく、実社会における多様な経験(異なる世代の人や他の家庭の人と交流したり、いろいろな価値観・人生観をもつ地域社会の人と一緒に行動したりする経験)と相まって育まれ伸長していくものと指摘されています。(中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」平成20年2月)地域社会には、家庭や学校と教育責任を分担しながら、子どもたちの発達段階に応じた多様な経験を提供していく役割が期待されています。

今日、中学生の地域活動離れが指摘されています。中学生を地域活動へといざなうことは簡単なことではありません。 しかし、どんなに向かい風であっても帆の角度を調節して前に進むヨットの如く、家庭、学校、地域、行政関係者みんなで連携・協力して前進していこうとする姿勢を大切にしていきたいと思います。

保護者の皆様の御理解と御協力を、どうぞ宜しくお願いします。

平成24年4月 壬生町教育委員会事務局生涯学習課社会教育係